

加須市自動証明写真機設置事業者募集要項

加須市は、市有財産の一部を貸し付け、当該財産を有効活用することにより、住民サービスの向上と自主財源の確保を図るため、加須市役所本庁舎に自動証明写真機を設置する事業者（以下「設置事業者」という。）を募集します。

1 募集内容

（1） 貸付契約の内容

自動証明写真機を設置するための市有財産の貸付け（賃貸借契約）とします。

（2） 設置機器

自動証明写真機1台

※自動証明写真機仕様書（別紙1）を参照してください。

（3） 貸付場所

加須市役所本庁舎1階 市民課待合ロビーの一部

幅1, 630mm以内×奥行1, 450mm以内

※貸付位置等概要（別紙2）を参照してください。

（4） 貸付期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

（5） 費用負担

設置事業者は、次の費用を負担してください。

ア 市有財産の貸付料

（ア） 貸付料は月額貸付料とし、自動証明写真機設置に係る提案書（様式第2号）に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数額を切り捨てるものとする。）となります。ただし、使用期間が1箇月未満の場合は、日割計算した金額となります。

（イ） 貸付料は、年度ごとに市が発行する納入通知書により、市が指定する期日までに納入するものとします。

イ 電気料

（ア） 自動証明写真機の電気料は、設置事業者が負担するものとします。

（イ） 設置事業者は、自らの負担で個別メーターを設置するものとします。なお、設置に当たっては、施設管理者の指示に従っていただきます。

（ウ） 設置事業者は、消費電力量について毎月報告するものとし、当該電力量に応じた電気料を年度ごとに市が発行する納入通知書により、市が指定する期日までに納入するものとします。

ウ 設置費及び維持費

自動販売機の設置及び維持管理（メンテナンス）に係る費用は、設置事業者が負担

するものとします。

エ 原状回復費

貸付期間終了後、原状回復に係る費用は、設置事業者が負担するものとします。

2 応募資格要件

応募者は、次の要件を全て満たす法人とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 自己又は自社の社員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (3) 過去3年以内に地方公共団体に対し自動証明写真機設置の実績があること。
- (4) 法人税及び消費税、地方消費税並びに法人市民税を滞納していないこと。
- (5) 法令等の規定により許認可等を要する場合は、当該許認可等を受けていること。
- (6) 令和8年4月1日（水）から運用開始が可能な者であること。

3 応募方法等

(1) 応募申込書等の配布方法

加須市役所ホームページに掲載するPDFファイル等をダウンロードすることにより配布いたします。

(2) 提出期間

令和8年2月6日（金）から令和8年2月20日（金）まで

(3) 提出方法

持参又は郵送により提出してください。なお、持参する場合は、休日を除く午前8時30分から午後5時15分までとし、郵送の場合は、令和8年2月20日（金）必着といたします。

(4) 提出先

〒347-8501

埼玉県加須市三俣二丁目1番地1

加須市総務部市民課

(5) 提出書類

ア 応募申込書（様式第1号）

イ 自動証明写真機設置に係る提案書（様式第2号）

※糊付けをし、封印を行った封筒に入れて提出すること

ウ 設置機器のカタログ（当該機器の機能が分かるもの）

エ 誓約書（様式第3号）

オ 法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）

- カ 最新の事業年度に係る納税証明書（提出期限前3箇月以内のものとする。）
- キ 最新決算年度の事業報告書
- ク 印鑑登録証明書（発行から3箇月以内の原本とする。）
- ケ 過去3年以内の地方公共団体への自動証明写真機の設置実績に関する書類（任意書式・A4サイズ）
- コ 委任状（様式第5号）（本公募に係る事務を支店長に委任する場合のみ提出）

4 設置事業者の決定

応募資格要件を満たすと認められた応募者が提出した提案書の提案貸付料の価格（貸付料月額）が、加須市が設定した予定価格19,813円（税抜）以上の金額で、最高価格の応募者を設置事業者に決定します。この場合において、応募者の立会いは求めないものとします。なお、採用となるべき同価格の申込みをした者が二つ以上あるときは、第2回目の見積合わせを行い、第2回目も同価格であるときは、後日応募者立ち会いのもと、くじにより設置事業者を決定します。

5 設置事業者の公表

設置事業者を決定したときは、設置事業者（決定者のみ）へ書面で通知するとともに、加須市ホームページに決定金額及び設置事業者名を掲載します。

6 契約の締結

設置事業者は、市と事前協議を行い、市有財産賃貸借契約を締結してください。

7 質問方法

この要項に対する質問は、次のとおり行うものとします。

- (1) 質問は、令和8年2月6日（金）から同月13日（金）までに質問書（様式第4号）により電子メールで下記9の宛先に提出してください。なお、提出に当たっては、事前又は事後速やかに提出する旨又は提出した旨を電話により御連絡ください。
- (2) 質問の回答期限は令和8年2月16日（月）とし、回答内容は市ホームページに企業名等を伏せて掲載します。

8 その他

応募に関し必要な費用は、全て応募者の負担とします。

9 問合せ先

加須市総務部市民課

電話 0480-62-1111（内線114）

メールアドレス simin@city.kazo.lg.jp